

令和3年度名古屋大学国際嚙鳴館入居者募集要項（在学生募集）

1. 対象

- ・国際嚙鳴館入寮者で翌年度(最短修業年度内に限る)延長を希望する者
- ・学部1年生～3年生（ただし、医学部医学科の学生は4・5年生も可）
- ・学部4年生（医学部医学科の学生は6年生）で3ヶ月以上の留学経験者又は特別な事情により休学をしたことのある者（事前に要相談）
なお、入居期間の最初の日に休学中の者及び留学中の者は除く

2. 募集人員

171名 [男子135, 女子36] (予定)

*外国人留学生は除く

3. 入居資格

- ・自宅から公共交通機関を利用して、通学時間が片道90分以上であること
- ・学年末に決められた単位数を修得できること
- ・名古屋大学通則及び国際嚙鳴館の各種規約を遵守できる者
- ・アパートとの違いを理解し、共同生活をするうえでの活動にも積極的に参加できる者

4. 審査

- ・本学の審査基準に基づいて、経済的状況等総合的に判断し入寮を許可します。

参考例：4人家族（両親、本人、弟もしくは妹が私立高校生）で
年収（給与収入）が700万円以下

5. 入居期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（審査の上、延長可能）

6. 申込書類

名古屋大学ホームページからダウンロードし、A4用紙に印刷してください。

7. 提出書類

- ①入居願
- ②誓約書
- ③世帯全員が記載された住民票
- ④所得に関する証明書
- ⑤（新規応募者は）申請時点での成績証明書 他

8. 提出期限

令和2年10月16日（金）締切厳守

9. 提出場所

教育推進部学生支援課

10. 選考結果

選考結果は令和2年12月中旬に学生支援課で発表

※ ただし、年度末の成績確定後、修得単位数不足の者は、入居許可を取り消します。

11. 入居手続

新規入居者は令和3年4月1日（木）、国際嚙鳴館事務室で行う。（予定）

12. 設備概要

居室は個室。

机、椅子、ベッド、ワードローブ、収納棚、エアコン、ユニットバス・トイレが備え付け、
Wifi利用可 キッチン、リビング、洗濯室は共同利用

13. 所要経費

寄宿料月額 16,000円（共益費を含む）、光熱水料は実費

*国際喂鳴館では、諸規則・入居心得に違反する行為や迷惑行為に対して厳しく指導しています。遵守できない者は、入居を許可しません。また許可後であってもその事実が判明した場合には退居処分としますので、十分認識した上で「誓約書」を提出してください。

*入居資格の修得単位数とは、原則、3月1日時点の成績を算定基礎とします。
単位数は以下のとおりです。単位数が満たせない場合は入居許可を取り消します。

新2年生：28単位以上（全学部共通）

新3年生：所属学部（学科・専攻）の卒業要件単位数の4分の2以上

新4年生：所属学部（学科・専攻）の卒業要件単位数の4分の3以上

*申請時に得た個人情報は、入居選考のためだけに使用します。また、提出書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。

*入居が許可された場合は、入居期間中必ず火災保険に加入してください。

*不明な点については、名古屋大学教育推進部学生支援課まで電話（052-789-2173）またはE-mail（gaku-sien2@adm.nagoya-u.ac.jp）で問い合わせてください。

※注意

特別な事情がある場合は、審査の判断材料としますので申立書に期間やその事情を詳しく記載してください。

○名古屋大学国際営業館規程

(平成16年4月1日規程第111号)

改正	平成18年2月27日通則第6号	平成20年3月31日規程第117号
	平成25年3月29日通則第3号	平成26年3月26日規程第125号
	平成27年3月31日規程第108号	平成29年3月30日規程第136号
	平成29年9月29日規程第65号	

(趣旨)

第1条 名古屋大学通則(平成16年度通則第1号)第73条第3項の規定に基づく名古屋大学国際営業館(以下「国際営業館」という。)の運営その他に關し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 国際営業館は、名古屋大学(以下「本学」という。)の学生に良好な勉学及び生活の場を提供し、自律的な市民生活を体験させるとともに、日本人学生及び外国人留学生が規律ある共同生活を営むことにより、相互理解を深めることを目的とする。

(管理運営)

第3条 國際営業館の管理運営は、本部学生生活委員会の議を経て、総長がこれを行う。

(入居資格)

第4条 國際営業館に入居することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、学校医又は医師が共同生活に支障がないと認めたものとする。

- 一 本学の学部学生
- 二 前号に規定する者以外の本学の外国人留学生

(入居願)

第5条 入居を希望しようとする者は、所定の期日までに入居願に必要書類を添えて、総長に願い出て、その許可を得なければならない。

(入居者選考基準及び許可)

第6条 総長は、別に定める入居者選考基準に基づき選考の上、入居を許可する。

(入居手続)

第7条 入居を許可された者は、所定の手続きを経て、指定された期日までに入居するものとする。

2 総長は、入居を許可された者が、入居の手続きを怠り若しくは所定の期日までに入居しないとき、又は入居者選考の過程において虚偽の申立てをしたことが判明したときは、入居の許可を取り消すことができる。

(入居許可期間)

第8条 入居の時期は、原則として、学年の始めとする。ただし、欠員が生じたことにより入居を許可した場合は、この限りでない。

2 入居の許可期間は、原則として、1年とする。ただし、やむを得ない事情があると総長が認める場合は、入居期間の延長を許可することができる。

(寄宿料)

第9条 入居者は、別に定める寄宿料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

3 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

4 既納の寄宿料は、返納しない。

(光熱水料等の負担)

第10条 入居者の私生活に係る光熱水料その他必要な経費は、入居者の負担とする。

2 前項の経費の負担区分は、別表のとおりとする。

(遵守事項)

第11条 入居者は、国際営鳴館の施設、設備及び備品の保全並びに快適な環境の保持に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

一 入居者以外の者を宿泊させないこと。

二 居室を居室以外の目的に使用し、又は使用させないこと。

三 施設、設備及び備品に工作を加えないこと。

四 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他国際営鳴館の管理運営上行う総長の指示に従い、又はこれに積極的に協力すること。

(損害賠償等)

第12条 入居者が、故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退居等)

第13条 国際営鳴館を退居しようとする者は、あらかじめ退居届を総長に提出しなければならない。

2 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、国際営鳴館から退居しなければならない。

一 本学の学生の身分を失ったとき。

二 入居許可期間が満了したとき。

三 長期にわたる休学又は留学が許可されたとき。

3 総長は、本部学生生活委員会の議を経て、次の各号のいずれかに該当する者を国際営鳴館から退居させることができる。

一 3月以上寄宿料又は光熱水料等の納入を怠った者

二 学校医又は医師が共同生活に適さないと認めた者

三 停学処分を受けた者

四 国際営鳴館の風紀又は秩序を乱す行為を行った者

五 その他総長が国際営鳴館の管理運営に著しい支障を来す行為があると認めた者

4 前2項の規定により退居した者又は退居させられた者が被る損失については、本学はその責を負わない。

(事務)

第14条 国際営鳴館に関する事務は、教育推進部基盤運営課及び学生支援課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、国際営鳴館の管理運営に関し必要な事項は、本部学生生活委員会の議を経て、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月27日通則第6号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第117号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日通則第3号)

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規程第125号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規程第108号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規程第136号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日規程第65号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

別表(第10条第2項関係)

名古屋大学国際嚙鳴館の経費負担区分

散水栓	○		○					
自動販売機	業者							

(注)

1. 電気料、水道料及びガス料の負担は、基本料及び使用料とする。
2. 電話料(インターネット接続料を含む。)は、居室ごとの任意契約(業者と直接契約)とする。

名古屋大学国際喫食館概要

1. 設置目的

- ①良好で快適な勉学・生活の場の提供
- ②健康的で自律的な市民生活の体験
- ③日本人学生及び外国人留学生が規律ある共同生活を営むことによる相互理解の深化

2. 入居定員

区分	男子	女子	計
日本人学生	181	50	231
外国人留学生	30	30	60
計	211	80	291

3. 入居資格

- ①学部学生（非正規学生を除く。）
- ②外国人留学生　日本語・日本文化研修生、短期交換留学生、日韓共同理工系学部生、ツイニングプログラム学生

4. 入居期間

原則として、1年（審査のうえ延長可能）

5. 施設概要

- ①A棟1階　多目的ホール、エントランス・ロビー、事務室、メールコーナー
- ②居室階　　居室（個室13m²）、キッチン（共用）、リビング（共用）
洗濯室（共用）、交流テラス
- ③居室設備　ユニットバス・トイレ、エアコン、ベッド、ワードローブ
机、椅子、戸棚、下足箱等
- ④共同利用　流し台、レンジフード、IHクッキングヒーター、ガス給湯機、冷蔵庫、電子レンジ、コイン式洗濯機・乾燥機

6. セキュリティ

- ①玄関・出入口は、センサー式電子ロック錠付き扉、ロビーに防犯カメラ
- ②居室・共用部分には、煙・熱感知器、防犯ブザー、消火栓、消火器等
女子学生フロア入口には、暗証番号式電子ロック錠付き扉
- ③警報発信装置、火災等受信機盤、警報盤、館内拡声放送設備、内線電話等による
集中管理システム
- ④駐輪場は、囲みフェンス及び錠前付き扉
- ⑤派遣職員の配置及び機械警備による終日管理体制

7. 多目的ホールの利用

- ①大学行事、学生行事及び地域交流行事等に利用
- ②学生行事等に利用する場合、予め使用願を提出して許可を得た上で9時から22時まで
利用可。

8. 所要経費

令和元年度寄宿料月額 16,000円（共益費含む） / 光熱水料 実費

入居者心得（抜粋）

1 施設・設備・備品等の保全

- (1) 國際嬰鳴館の施設・設備・備品等は、常に良好な状態を保つよう十分注意して使用してください。故意又は過失を問わず、施設・設備・備品等を滅失、損傷または汚損したときは、修理費を弁償していただきます。
- (2) 施設・設備・備品等の改造、補修及び模様替えは、入居者が勝手に行ってはいけません。
- (3) 室内備品（ベッド、机、椅子等）を室外に持ち出してはいけません。
- (4) 居室を交換したり、目的外に使用してはいけません。

2 鍵

- (1) 居室及び玄関入口部の鍵を入居時に貸与しますので、入居期間中、入居者は責任を持って管理してください。
なお、防犯上居室の戸締まりは、各自厳重に注意してください。
- (2) 紛失、破損した場合には、すぐ事務室へ届け出してください。紛失の場合は防犯上鍵の取替工事費を、破損の場合は修理費を弁償していただきます。
- (3) 無断でスペアーキーを作ったり、また、他人に貸してはいけません。
- (4) 退居時に鍵を事務室へ返却し、確認を受けてください。

3 保健衛生等

- (1) 國際嬰鳴館内は、常に静肅・清潔に心がけてください。
- (2) 居室の清掃及びゴミ等の処理は、入居者各自で行い、ゴミその他の資源回収品は、必ず定められた日時に、名古屋市により指定された分別方法により、指定された回収場所に出してください。
- (3) キッチン、リビング、洗濯室、交流テラス、多目的ホール、談話室、トイレの清掃についても入居者の責任で行ってください。
- (4) 國際嬰鳴館で、振動や騒音を発生させる、楽器・ステレオ・テレビ・ラジオ等の音量を大きくする、大声を出す、夜遅くまで騒ぐなど他の入居者や近隣に迷惑な行為は慎んでください。
- (5) 入居者は、犬、猫、鳥、魚等のペットを飼うことはできません。
- (6) ベランダの使用に際しては、周辺への影響に注意を払ってください。また、緊急の際は、隣室への避難路になりますので、隔て板の周りに物を置かないでください。
- (7) 排水詰まりの原因となるので、キッチン・洗面所にゴミを流さないでください。
- (8) 化学薬品等の危険物を持ち込まないでください。
- (9) 入居者は、学内における定期健康診断を必ず受診してください。

4 火災等の予防

- (1) 國際嬰鳴館内における火気等の取扱いに十分注意してください。
- (2) 消防法上、廊下および階段に私物を置かないでください。
- (3) 火災予防上、石油ストーブ等の暖房機・電熱器及びガスカセットコンロの持ち込み、使用は禁止します。
- (4) キッチン以外では、調理等を禁止します。廊下等は、火災報知器が感知します。
- (5) 國際嬰鳴館・レジデンス山手の敷地内は、「禁煙」です。國際嬰鳴館内は居室を含め全館禁煙です。A棟建物外の灰皿設置場所のみ喫煙可とします。

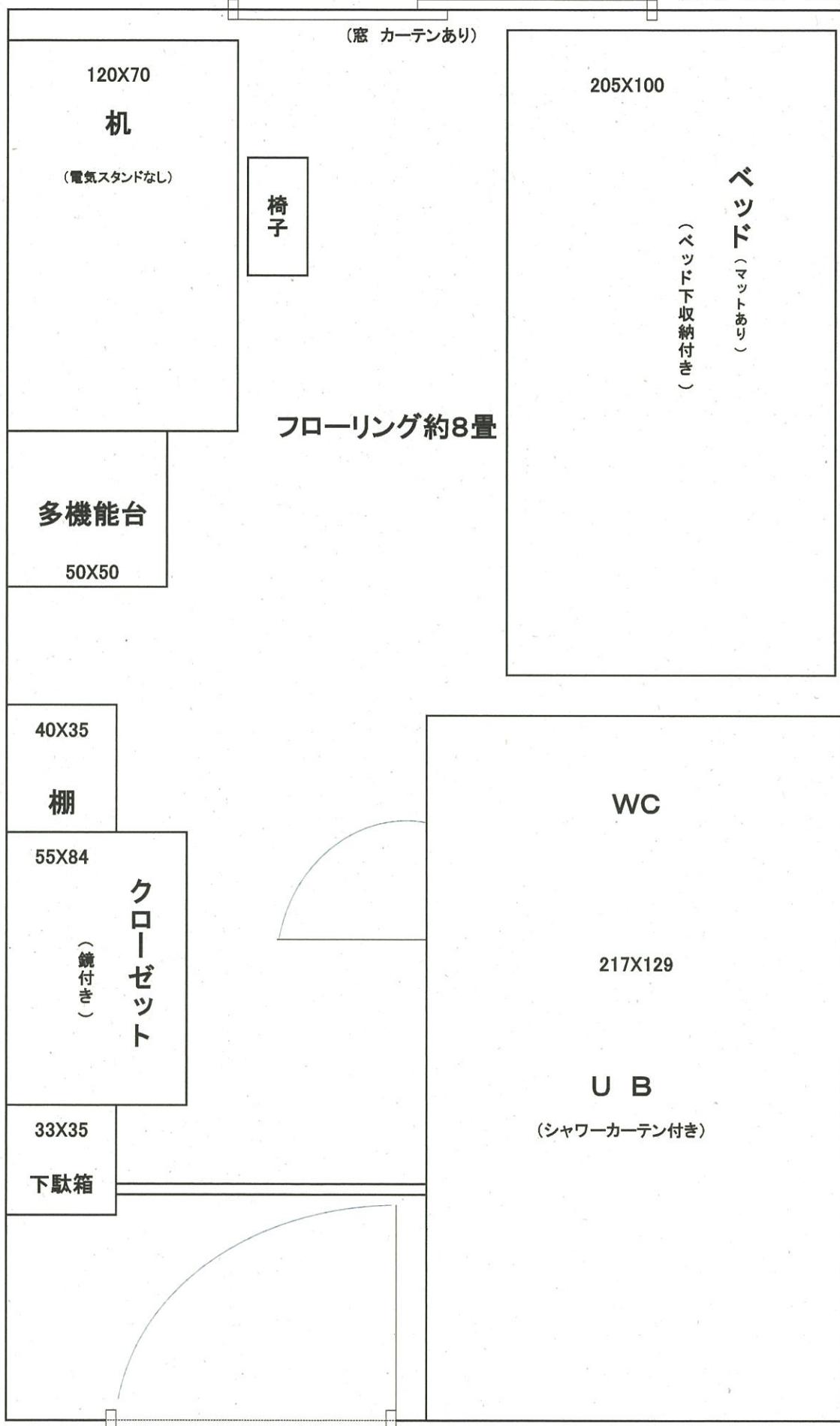
5 来訪者

入居者が来訪者と面会する時は、A棟1階ロビーを使用してください。
なお、来訪者を居室に招き入れたり、宿泊させることはできません。
引越時に限り、入居者の家族のみ入室を許可します。

名古屋大学国際営鳴館居室図面

ベランダ

縦X横 単位=cm



※あくまでも目安です。居室によって広さは多少異なります。

名古屋大学国際営鳴館よくあるお問い合わせ Q&A

Q. 入居倍率を教えてください。

A. 申請のあった合格者に対する倍率は、例年約2倍ほどです。

Q. 居室の見学はできますか？

A. できません。入居者の安全確保のため寮生以外は立入禁止となっています。
見学は外観のみ可能です。

Q. 部屋に備え付けの物は何がありますか？

A. 別紙「居室図面」を参照ください。

布団は、各自ご用意ください。

入居前に必要なものを全て揃えたいという方も見受けられますが、入居後に、必要な物を実家から送ることも可能です。

また、寮周辺にショッピングセンターもありますので、そちらで揃えて頂くことも可能です。部屋の大きさ等を考えながら、少しずつ揃えて頂くことをお勧めします。

Q. 部屋に冷蔵庫は置けますか？

A. 一枚扉の小さい物でしたら置いている寮生もいますが、部屋は、それほど広くありませんので、入居後に検討されることをお勧めします。なお、寮の各フロアに共用の冷蔵庫を設置しています。

Q. 調理器具は必要ですか？

A. 共用物品として、まな板や包丁、IH対応鍋・フライパン等は、各階のキッチンにあります。各自が使用する食器、箸、コップ、炊飯器等は持参してください。

Q. 居室に家族、友人は入れますか？もしくは宿泊可能ですか？

A. 入室、宿泊共に原則禁止です。ご家族の方に限り、引越しの手伝いでの入室は許可しています。寮生と来訪者の面会は、A棟1Fロビーでのみ可能です。

Q. 入居前に送った荷物は、部屋まで運んでもらえますか？

A. 1Fロビーでの預かりとなります。入居手続き後、各自で部屋まで運んでください。なお、A棟は9階建てでエレベーターがありますが、B C棟は3階建てのためありません。

- Q. 自転車を荷物と一緒に送りたいのですが、可能ですか？
- A. 可能ですが、外の駐輪場にてお預かりします。盗難に遭わないよう鍵をしっかりと掛けさせてください。
- Q. 引越しの当日、車で行きたいのですが、駐車場はありますか？
- A. 駐車場はありません。引越し当日のみ、管理人が駐車場所を用意します。到着後に案内しますので、管理人まで声を掛けてください。
- Q. 入居手続きは本人以外でも可能ですか？
- A. 入居許可証と引換えに居室の鍵をお渡ししますので、本人が行ってください。
- Q. 加入できる火災保険を教えてください。
- A. 生協で火災共済に加入することができます。国際営業館に入居している期間中は、火災保険に必ず加入してください。
- Q. 寄費の支払い方法は？
- A. 口座振替となります。
- Q. 申請書類に受験番号の記入欄がありますが、名古屋大学受験票が届いていないので受験番号が分かりません。
- A. 申請書類の提出時にわからない場合は、空欄で構いません。
- Q. 入居時の「連絡先」は、親の連絡先でいいですか？
- A. 大学から連絡することがありますので、確実に連絡の取れる連絡先を記入してください。メールで不足書類等の連絡をする場合があります。メールアドレスも必ず記入し、電話に出られない場合は、折り返し電話をしてください。
- Q. 入居願の「入居志望理由」は、記入しないといけないですか？
- A. 国際営業館には規則があります。必ず本人が理解したうえで「入居志望理由」を記入してください。